

《再開、会議》

◇議長 田中秀夫

本日の出席議員数は、10名であります。  
よって、会議の定足数に達しております  
ので、これより本日の会議を開きます。  
(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 田中秀夫

日程第1、一般質問を行います。  
発言の通告が参っておりますので、順次  
発言を許可します。  
2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

はい、議長。  
3月議会定例会におきまして一般質問の  
機会を頂きましたので、分割質問方式によ  
り、次の2点についてお伺い致します。  
1点目は、川北町のデジタル化推進状況  
についてお伺いします。国は2025年度ま  
でを計画期間とする、自治体デジタルラン  
スフォーメーション推進計画を策定してい  
ます。これは自治体が重点的に取り組むべ  
き事項や内容を取り纏めたものです。取り  
組む事項として、主なものは推進体制の整  
備、デジタル人材の確保、育成、自治体業  
務システムの標準化、共通化、マイナンバ  
ーカードの普及促進、行政手続きのオンラ  
イン化等が示されています。  
この計画に対して、石川県でも市町への  
支援策を拡充することが示されております  
が、職員や設備に限りがあり対応が難しい  
としている自治体もあるようです。又、業  
務システムの共通化については、全国統一

したシステムを使うことになる為、子供の  
医療費助成等自治体独自で行っているサー  
ビス対応には、自治体毎にシステムのカス  
タマイズが必要となるとのことで、その費  
用は全額自治体負担となる等、様々な課題  
も指摘されているようです。

デジタル化により行政事務の効率化が図  
られ、住民の利便性も向上すると言われて  
いる一方で、デジタル化で何が変わるのか、  
住民からは分かりにくいものになっていま  
す。マイナンバーカードは取得したけれど、  
何に使うのかと疑問に思っている人も多く  
います。コンビニで住民票が発行できると  
か、出生届、死亡届、転入転出届がオンラ  
インでできるようになるとか、住民の利便  
性が向上するところは具体的に示して頂き  
たい。又、町独自の施策の諸手続きや助成  
金申請、上下水道の加入申請等も電子申請  
ができるようになるのか。デジタル化で対  
応できない部分もあるのであれば、これも  
示して頂きたい。デジタル化推進は、町民  
に分かり易い説明や計画を開示しながら進  
めて頂きたい。というお願いも込めてお伺  
いします。

川北町のデジタル化推進について、推進  
体制や人材確保はできたのか。デジタル化  
の範囲や課題を整理し、具体的な計画策定  
ができたのか。コスト試算や予算化はでき  
ているのか。現在までの町の進捗状況と今  
後の取組みについてお伺いします。

◇議長 田中秀夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。ご承知のとおり、デジタル化の推進につきましては、令和3年9月1日のデジタル庁の発足以降、加速度的にですが進められております。石川県におきましても、西垣副知事が最高責任者となり、県全体のデジタル化を強力に推し進めており、県と19の市町が連携を図りながら、推進することと致しております。

このような中ですが、地方公共団体全体の共通課題で、推進の大きな柱が基幹システムの標準化であります。これは、令和7年度末までに住民記録や児童手当等20の業務を国の標準仕様に従ったものに変更するものであります。町では、県や各市町と連携を図りながら、ガバメントクラウドへの移行を含め、円滑な整備に努め、20業務以外の業務につきましても、運用方法を見極め、システムの共同利用も視野に検討を進めて参ります。

また、デジタル化の基礎となりますマイナンバーカードの本町の2月末現在の申請率は83%、交付率は71%であります。このカードは、身分証明書として利用できる他、今後、健康保険証や運転免許証との一体化も予定されており、その他、転入転出届や保育所入所申込みの提出、確定申告等、オンライン利用が進んでおり、利用用途も、今後、拡大されていきます。また、町独自で図書館利用カードとして利用できるようにもなっております。町のホームページ上では、各種申請書のダウンロードサービスを実施しており、今後、町独自の電子申請サービスにつきましても、検討を進めてお

ります。

そして、高齢者等デジタル技術の活用が困難な方への配慮は、更なる普及に合わせた、デジタルデバйд対策も必要であり、適切に対応して参ります。更に、デジタル化のメリットや町の施策・活用方法につきましても、町ホームページや広報紙を活用しながら、分かりやすく、周知に努めて参ります。

また、コスト面も大きな課題であり、特にシステム構築に係る初期費用やランニングコストには、多額の経費が掛かります。また、基幹システムの標準化も仕様の固まっていない部分がございます。その総事業費は未だ未確定でございます。

このため、令和5年度の石川県町長会の国・県への要望の中で、本町の提案によります全町共同提出という形で、デジタル化に対する財政支援の拡充を新たに要望致しております。

推進体制につきましては、以前も申し上げましたが、担当の総務課とシステムを扱う各課が連携を図り、ワーキンググループを活用しながら取り組んで参ります。また人材確保の面ですが、システム開発や保守等は、民間事業者への委託が基本となりますが、職員の基本的スキルの向上、情報セキュリティの徹底を図るため、町独自の研修会やリモートによる基礎研修を、多くの職員が受講しており、今後も引き続き、取り組んで参ります。

何れにせよ、行政のデジタル化は今後の重点施策の大きな柱であります。新年度の当初予算においても、勤怠管理システムや水道施設のクラウド型監視システムの導入

等の事業を計画致しております。

今後とも、コスト面を考慮しながら、住民の利便性向上と業務の効率化を図るため、県等と連携を図りながら、推進して参ります。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番。

◇議長 田中秀夫

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

ありがとうございます。2点目の質問に移ります。2点目は、勤怠管理システムの導入計画とサービス残業について、お伺いします。

昨年、9月議会定例会での私の質問に対するご答弁として、新しい勤怠管理システムをなるべく早く実施する、サービス残業の実態調査は再度確認するとご回答を頂いております。新しい勤怠管理システムは、どのような計画で導入されるのか、それはどんなシステムなのかお伺いします。又、サービス残業の実態調査については、いつどのような方法で行われたのか、結果はどうであったか、お伺いします。

実態調査では、次の点も含めてご回答頂きたいと思います。残業に対する考え方や管理方法はどのようにしているのか。川北まつり等の町イベントには、休日出勤手当は支給されているのか。管理監督者は、サービス残業の違法性について、どのように認識しているのか。過去に発生した手当未払の時間と金額も実態を明確にし、その措置方法も含め、ご説明頂きたいと思います。

役場は、時間外勤務手当を予算内に抑える為に、サービス残業を前提とする職場になっているのではと推察します。予算が足りないから、職員は手当無支給の残業をせざるを得なくなっているのではないのでしょうか。毎年の予算に計上されている時間外勤務手当は、1人あたり月4時間分ほどのことです。役場職員の業務量は、増大しており、1人月4時間の残業でこなし切れる量ではないはずです。必要な残業代は、必要なコストとして予算確保し、残業した分には、正当な対価としてきちんと手当が支給されるように、管理方法を改めて頂きたいと思います。これは新年度より確実に実施し、サービス残業の撲滅を図って頂きたいと思いますが、町のお考えをお伺いします。

◇議長 田中秀夫

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

お答え致します。勤怠管理システムは、令和5年度の予算に計上しており、予算が通ればできるだけ早く導入したいと考えております。

導入するシステムは、職員の出退勤時間や休暇等の申請をデータ上でリアルタイムに確認できるシステムで、職員が自席のパソコンから出勤あるいは退勤時に画面上で打刻を行う形式を予定しております。

このシステムを利用することでのメリットと致しましては、システム上で勤務日数、時間等が自動計算されること。勤怠情報を

一覧データとして出力や集計することが可能となること。有給休暇、代休の日数等、カウントして管理する必要のある休暇が、システムの利用により瞬時に確認が可能となること等が挙げられます。

また、県内の市や町では年間 400 万円を超える費用をかけたシステムを導入している例もございますが、職員数 50 人余りの川北町の役場においては、その費用対効果を考えたとき、勤怠管理をメインにクラウドサービスの開発を行っている会社のシステムで、初期費用が掛からず、年間 30 万円程度の費用で賄えるシステムの導入を検討致しております。

議員ご指摘の残業の調査につきましては、新たに導入する勤怠管理システムのデータを確認しながら、実施したいと考えているところでございます。残業に対する考え方ということでございますが、勤務時間を超えて退勤、打刻をした場合、勤務時間を超えた時間が全て時間外勤務に該当する訳ではございません。職員が残業を行なう場合、まず所属長への時間外勤務の事前申請を行うことが原則になっており、所属長は申請と業務計画を参照し、残業が適正であるかどうかを確認し、可否を判断するというのが前提ということでございます。ただし、急を要する場合等においては、事後申請あるいは事後承諾も認めることと致しております。

役場職員ひとりひとりの能力に差がございます。どの職員にどの事務を分担させるか、どうやったら残業をしないで早く帰れるか、これらの判断、処置も所属長の大事な仕事でございます。

この度の勤怠管理システムの導入により、出退勤時刻をデータ上でリアルタイムに把握する中で、退勤時間が遅い傾向が見られる職員に対しては、業務内容や量、時間管理等を点検し、職員への助言・指導を行うとともに、職場全体の業務分担の見直し等を行い、残業時間の削減に繋げる工夫・努力をして参りたいと考えています。

勤怠管理システムを既に導入しているある町では、職員の出勤時間が少し早くなったとか、仕事の能率や効率のアップ見られるようになったという、こういう評価もございました。また一方では、勤務時間後も職場に残ることを好む職員もいるということで、その場合は所属長のしっかりとした指導が大事であるといった指摘もございました。

休日等のイベント等につきましては、休日手当や代休等の措置をとっていますが、川北まつり等一部のイベントにつきましては、商工会をはじめとする町民の皆様のボランティア参加を頂いている中での町職員の対応ということで、町としては、職員も町民の皆様と同様に、ボランティアでの参加を旨とする方向でやって参りました。このことの是非については、今後、改めて検討したいと思っております。

以上でございます。

◇議長 田中秀夫

9 番 坂井 毅君。

◇9 番 坂井 毅

はい、議長。

今日は、私にとって議員生活 20 年の最後

の一般質問となります。感無量であります。この間、町民の代表として町民の声をこの場で届けてきたつもりでございますが、まだまだ行き届かなかったことも、多々、沢山あったと反省もしております。今後は議員の皆さんが、しっかりと受け継いで頂き、町政発展に貢献していただければありがたいと思っております。

それでは分割質問方式により、次の2点についてお伺いを致します。

1点目は、公共交通の今後の取組みについてであります。議会広報特別委員会が編集しております、議会だより「みんなの広場」の各ご家族より、町への要望が掲載されておりますが、毎回のようにバス等の交通手段の充実が叫ばれております。また、2年前の子供サミットでも、公共交通の問題が指摘されておりました。しかし、現実には一向に改善されていないのではないのでしょうか。新興住宅地の方からは、川北町では子供を育てるには環境も良く静かで良いところです。しかし、それも中学校までで、高校へ行くようになると朝の忙しい時に、子供を最寄りの駅まで送らなければならず、毎日大変で何とかしてほしい。と言う声をよく聞きます。

町長は、12月の一般質問で4期目の出馬表明を致しました。その中で特に訴えてきたのは住んでよかったと実感出来る町づくり、と答弁されておりました。

そこで質問を致します。1つ目として、町民の現状の声を聞き、町長はどのように捉えているのか伺います。2つ目として、今後、公共交通の問題をどのように解決して行こうと考えておられるのか、町長のお

考えを伺います。

◇議長 田中秀夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、お答えを致します。私は、これまでも町民をはじめ、各地区や各種団体からの要望に基づき、財政面を考慮しながらですが、必要な施策につきましては積極的に取り組み、住んで良かったと実感できるまちづくりに努めて参ったつもりでございます。現在、その最重点施策の1つが、子育て世帯等多くの町民の皆様からの要望のございました仮称であります、多目的運動公園の整備であり、今後も、町民本位の姿勢で各種施策を推進する思いは変わりません。

そして、公共交通の課題につきましても、これまでも答弁致しましたとおり、様々な検討を進めております。現在もそうあります。この中で、喫緊の課題でありました高齢者や免許返納者等、移動が不便あるいは困難な方々を支援するため、令和3年度より町内巡回バスの運行やタクシー利用助成事業を実施を致しております。

また、以前にも申し上げましたように、近隣自治体のコミュニティバスの延伸や、民間会社に委託をしてバスを運行すること等につきましても、様々な視点より検討しておりますが、初期費用やランニングコスト等、多額の費用負担が必要であることや、様々な難しい課題の調整が必要であります。

昨年3月の窪田議員の質問で答弁致しま

したが、金沢方面に通学の高校生の足を確保するため、白山市の山島台4丁目までの路線を川北温泉まで延伸している運行路線について、帰り便を少しでも利用しやすくするため、夕方、夜間の運行ダイヤの見直しの要請を致しました。令和4年春のダイヤ改正で、川北温泉21時05分着の便が1時間程度早くなり、20時丁度着になりました。

今年度上半期の利用状況をみますと、乗降者の合計が1,453人で、前年度の912人と比べ約1.6倍に増加しており、大きな効果があったのかな、とも考えております。

公共交通の充実の要望があることは、重々承知を致しております。特に、高校生の通学の足の確保と利便性につきましても、何とかできないか検討を進めており、例えば、既存の公共交通機関の時刻に合わせて、朝と夕方に川北町を縦断するバスを運行することや、既存のバス路線の延伸をお願いすること等も考えられます。実現には、事業者や関係機関との協力や連携が必要でありますし、多額の経費も掛かります。特に帰宅時間が、個人ではバラバラであること等、様々な課題もございます。しかしながら、多くの要望もあることから課題をひとつひとつ解決し、利便性とコストの面を勘案しながら、前向きに調査、検討を進めて参ります。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 田中秀夫

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

はい、議長。

答弁頂きありがとうございます。早急です、公共交通についてはご尽力を頂きたいと思っております。

それでは2点目ですが、定住促進対策についてであります。町では、人口増対策のひとつとして、各集落の近辺の白地に宅地化を推奨しております。しかし、人口は横ばいとは言いながらも、減少しているのが現状であります。2022年の人口移動状況を見ますと、石川県では2,360人が転出超過となっております。19市町のうち12市町が転出超過となっております。川北町も転出超過となっております。また、多くの市町が20～24歳で転出超過を拡大させております。しかし、お隣の能美市は唯一、この世代で転入超過となっております。このような状況を見ますと、企業誘致が大きな要因のひとつではないかと思っております。人口を増加させる近道は、社会増、つまり町外の人を町内に転入させることではないでしょうか。望ましいのは、若者が転入してくることです。若者が転入してくるには、それなりの職が無ければなりません。働く場がないから、町内出身の若者が流出していくものと思っております。

こうした状況にあって、宅地造成による人口増は立派な施策ではありますが、それなりに問題点もあるように思います。

減少している人口を急激に増加させる方法は皆無でありましょう。徐々にではありますが、少しでも定住者の増加につながればと思い、そこで企業が進出しやすい県道や町道に面した立地条件の良い場所に、工

業団地を作ることが、最も大事な事ではないかと思えます。

そこで、質問を致します。1つ目として、転出超過の現状をどのように捉えているのか、町長に伺います。2つ目として、これからの川北町の将来を考える時、町長は、定住促進対策をどのように考えておられるのか伺います。

◇議長 田中秀夫

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。まずは、近年の転入者数と転出者数の状況について申し上げますと、令和元年度が転入者数 121 人に対し、転出者が 168 人で、所謂、社会減が 47 人でありましたが、令和 2 年度は、転入者 137 人、転出者 138 人で 1 人の社会減、令和 3 年度は転入者 162 人、転出者 159 人で 3 人の社会増、令和 4 年度の 1 月末では転入者 117 人、転出者 121 人で 4 人の社会減であり、近年は転入者と転出者がほぼ同数となっております。これは、サンハイム三反田の入居停止の影響や進学や就職等に伴う若者の転出が見られるものの、集落周辺における宅地開発への支援や新築住宅取得奨励金等の施策が、確実に実を結んでいるからだと思います。今後は、転入者が転出者を上回る、所謂、社会増の状態が続くことが望まれます。このためには、進学や就職等に伴う若者の転出を防ぎ、定住化を図ることが重要であります。また、誘致した企業の方から、人手不足もあり優秀な人

材の確保が重要だとのお話もお聞きしております。このような観点から、新年度に若者の定住化、そして人材確保のため、地域産業に就職した若者の奨学金返還の支援制度を創設する予算を計上致しました。

また、空き家バンクの登録と空き家の利活用促進を図るため、改修費用の補助や契約締結の際の奨励金制度も創設致します。そして、定住化促進の一環として計画的に進めています、サンハイム三反田整備事業につきましては、令和 5 年度に解体工事、その後、建設工事を実施し、令和 6 年度末の完成、令和 7 年 4 月から入居開始の予定であります。

また企業誘致につきましては、東部地区工業団地の残り 16,826 m<sup>2</sup>の用地は、1 社から内諾を得て調整中の段階であり、その他、新たな誘致の話もあります。更に、今月 5 日に橘と能美市福島町間が開通した加賀海浜業道路の整備は、企業誘致の大きな追い風になると考えており、今後とも積極的に推し進め、雇用の創出と税収確保、産業の振興、地域活性化に努めて参ります。そして、12 月議会で山田議員のご質問に答弁致しましたとおり、住宅用地の確保や定住化に向けた効果的な周知等、ありとあらゆる施策を講じて、総合戦略の基本目標のひとつである、多世代がずっと住み続けられる町を目指し、定住促進対策に努めて参ります。

◇議長 田中秀夫

3 番 窪田 博君。

◇3番 窪田 博

はい、議長。

3月町議会定例会において一般質問の機会を頂きましたので、一括質問方式により2点について質問致します。

1点目は、消雪装置の未設置地域の対応についてであります。昨年11月末、町議会全員協議会において、町執行部から令和4年度の除雪計画の中で、除雪基準や路線の除雪区間毎の除雪体制の説明がございました。その後、12月町議会が終了した矢先、厳しい寒波に襲われ町民の皆様さんで、除雪対応に苦慮された方が多くおられたのではないかと思います。

我が区内でも、朝の通勤通学の時間帯で消雪装置がある道路に面した方は、車がスムーズに出られましたが、集落の周辺の空き地に新たに住居を構えた方や宅地造成地に入居された方で消雪装置がない箇所は、幹線道路に出るまでに悪戦苦闘をしておりました。

このような状況は、ひばりタウンやグリーンタウン等の新興住宅地も同様で、過去、町議会再三に渡り、同地域の消雪装置の設置について、論議が交わされておりました。その質疑の中で、町の答弁では、同地域からの消雪装置設置要望に対しては消雪用のポンプ、井戸、管路布設工事等には多額の費用を要し、地元にも応分の負担が伴うことから、地区毎に協議を実施したいとのことでした。現在、町の方針では、地区主体の宅地造成の推奨や移住、定住の促進と住環境の向上を目指しております。このような基本指針のもと、町民の公平的受益の観点から新興住宅や集落周辺の消雪装置の未

設置地域については、町は個々の状況を調査し、計画的に未設置地域を順次解消すべきではないでしょうか。町当局に伺います。

次に2点目でございますが、放課後児童クラブの利用状況についてでございます。町内の小学校に通う1年生から6年生の児童で、就労や疾病等の理由により放課後等で保護者のいない児童を東部地区児童館、川北町児童館、西部地区児童館の3つの児童館が受け入れております。新聞報道によりますと、県内の放課後児童クラブは、令和3年度には過去最多の338カ所となり、利用者も過去2番目に多い15,046人となり、新型コロナの感染拡大が2年目に入り、社会や家庭の過度な警戒が落ち着いたとみられております。そして、石川県では共稼ぎ世代の比率が2017年度に全国4位の56.1%となる等、高水準にあり放課後児童クラブのニーズは大きいとのことでした。

コロナ禍の中、町内3つの放課後児童クラブの令和3年度と4年度の受け入れ状況は、また運営にあたって、受け入れ体制は十分なのか、そして先進的な取り組み等について、町当局に伺います。

◇議長 田中秀夫

土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章

はい、議長。

消雪装置の未設置地域の対応について、お答え致します。現在、消雪装置は新興住宅地4か所を除く、17地区で整備されており、消雪用の井戸は33箇所、管路延長は町道と区道を合わせて31,123mであります。



令和2年度には、長年にわたり地区を跨いで交互散水であった舟場島地区に、単独となる消雪装置を整備しております。更には、各地区の消雪ポンプの能力試験を実施し、揚水能力が低下しているポンプについては、令和3年度より計画的に更新を行っている所であります。

これまでも再三、申し上げておりますが、消雪装置の整備には、多額の費用が必要であり地区の負担額も大きいことから、地区との協議が重要であると考え、これまでに新興住宅地2地区と工事の概算金額や地区の負担金額等について協議を重ねた結果、現在のところ消雪装置の整備は見送ると言う回答を頂いております。

消雪装置は、永久的な施設ではありませんので、修繕や更新に加え毎年の維持管理費も地区の負担となります。このような費用は、子育て世帯が多い新興住宅地の方々にとっては大きな負担となることも推測されるため、従来の機械除雪による対応が経済的負担の軽減につながるのではないかと考えられます。また、地区周辺の未整備箇所につきましては、既設の消雪装置の能力以上の規模になりますと、新たな井戸が必要となる場合がございますので、地区との協議を継続的に実施する必要があると考えております。以前から除雪計画にも記載してありますように、道路除雪には地区の方々の協力が必要不可欠であります。これに対し、町では小型除雪機の購入補助制度を実施しており、補助金を活用し除雪を行っている地区も多数ございます。各地区の皆様におかれましては、これまで同様、共助による除雪作業にご理解とご協力をお願い

い申し上げます、答弁と致します。

次の2点目は住民課長が答弁致します。

◇議長 田中秀夫

住民課長 國雲正樹君。

◇住民課長 國雲正樹

はい、議長。

2点目の放課後児童クラブの利用状況について、お答え致します。放課後児童クラブとは、共働き等により、昼間、保護者がご家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供する施設で、一般的に学童保育と言われております。

まず、町内にあります、3つのクラブを合わせた利用状況を申し上げますと、令和3年度の実績と致しましては、開館日数が291日で、利用児童数は延べ29,296人、1日平均で約101人が利用しております。令和4年度につきましては、2月末現在での実績を申し上げますと、開館日数が265日、利用児童数は延べ26,195人、1日平均で約99人であり、利用児童数はほぼ横ばいの状況であります。参考までに小学校1年生から3年生までのクラブ登録者数を申し上げますと、2月末現在で165人であり、児童数の合計が206人ですので、率に致しますと80.1%と多くの児童が登録しております。

続きまして、児童の受け入れ態勢につきましましては、川北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、職員を適正に配置し運営を行っており、十分な受け入れ態勢を整えております。

次に、先進的な取り組み等については、令和2年度において子供達が主体となって児童館活動や取り組み等を紹介し、地域の住民との交流を図る、仮称ではありますが児童館フェスタの開催を企画致しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら実施できませんでした。しかしながら、コロナ禍においても音楽や演劇の観賞、バス遠足等、日頃、子供達が体験できない取り組みを実施しているところであり、その他、児童館事業ではありますが、ママたちの癒しの場や交流の場として、ぬくもりセラピーやバランスボールエクササイズ等を行うママカフェを月1回実施しております。今後とも、子供達が健全に学び・育ち・遊べる場所を提供し、子ども達から行きたい、遊びたいと思われる児童館、放課後児童クラブとなるよう、引き続き努めて参ることを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

1番 山田勝裕君。

◇1番 山田勝裕

はい、議長。

3月議会定例会におきまして、質問の機会を頂きました。私の方は、分割質問方式にて、2点質問させて頂きます。また教育の分野からの質問であります。

1点目は、コロナ禍における不登校児童生徒の動向と対策についてであります。文部科学省によりますと、2021年度の小中学校の不登校児童生徒が前年度より何と25%増加の24万人を超えた。過去最高を記録したということです。ちなみに石川県の

場合は、昨年22%増であったということです。その増加率は異常な状況であり、背景にはコロナ禍で生活リズムが乱れたり、家庭学習での学習方法が認知されたりといった、学校への登校意欲が低下したことがひとつの要因であるといわれています。

そもそも学校教育とは、知識や学力を向上することはもとより、多彩な人間関係を通じて、集団生活の大切さや人間関係の構築を良好に育てることも大切な場所でもあります。私自身の経験からも、不登校になる要因は様々であり、そういった対象となる子供達への個人個人への指導やしつかりとしたケアが必要ではあります。できる限り不登校要因を除去し、子供達が学校大好き、友達大好き、とそういった中で学校生活を送れることが大切だと思っています。コロナ禍の中で3年が過ぎようとしていますが、未来を担う川北町の子供たちの状況は、誰もが気に掛かるところです。

不登校の要件ってというのは、30日以上学校に行けないことでもありますが、学校に行きながらも教室に入れないという子供達もいます。川北町の今の小中学校の状況をお尋ねするとともに、その対応をどのようにされているのか教育長にお伺いします。

◇議長 田中秀夫

教育長 西田誠一君。

◇教育長 西田誠一

はい、議長。

お答え致します。今ほどありましたが、文科省が発表した令和3年度の調査結果によると、年間30日以上、登校できなかった

児童生徒の数は全国で 244,940 人であり、児童生徒数 1,000 人あたり 25.7 人と 9 年連続で増加し、過去最高となっております。県内の状況も同様で、令和 2 年度と比較し、433 人増加し 2,389 人となっております、1,000 人あたりの人数ですが、27.8 人と全国と比較しても高い割合となっております。本町でも同様な傾向が見られ、令和 3 年度は、本町は 1,000 人規模ではありませんが、1,000 人あたりの数に換算すると 19.5 人となっております、看過できない状況があります。この調査には、別室にて学習を行っている児童生徒数の数は含まれておらず、所謂、別室登校はわずかではありますが、本町においても見られるのは事実です。その際は、教職員等による支援体制をつくり対応しているところです。

不登校等の課題は、スクールカウンセラーを交えた教育相談の会を開催し、情報の共有と対応について常に協議し、担任任せではなく、解決に向け、学校全体、組織的に取り組んでおります。スクールカウンセラーの来校日等は、児童生徒や保護者に対しても案内し、必要に応じカウンセラーとの面談を行う等の支援を進めております。また、県から派遣されるスクールソーシャルワーカーを依頼し、対応するケースもあります。

令和 4 年度より中学校へは、早期発見、早期対応に向け、教育支援を業務とする加配教員を配置して頂き、教育相談体制を充実させているところです。次年度は教育支援員 1 名を新たに配置する予定もあります。先ほど教室に入れたい、所謂、別室登校について触れましたが、そのような生徒に対

しては、学習等供用施設等を利用し、学習支援を行うケースもありました。

その場合、現状として教職員の力を借りて支援をしており、通常業務を抱えた上での対応には課題があります。議員の質問にある、ネットを活用した自宅学習が不登校を増長させたケースについては、そのような事例が少なく、状況を判断するまでには至っておりません。が、オンラインを利用し、継続的に子供と繋がったことで登校が可能になったケースもあります。が、オンラインでの対応は個々の状況を勘案し、判断されるものであると考えております。

さて、子供達を取巻く環境が大きく変化し、それに伴い不登校の要因は複雑に絡み合っており、ひとつの要因を取除いても解決しない状況も見受けられます。益々学校の対応だけで解決が難しい状況もあり、家庭と学校、地域が連携し協力し、子供達を見守り、情報を共有し対応をしていくことが、重要になっていくと考えられます。学校においては今まで以上に、不登校の状況をつくらない、不登校児童生徒をつくらない、未然防止に向けた積極的な生徒指導が求められています。学校が子供達にとって安心して生活できる場所となるために、個が認められ活躍できる、そのような居場所となるために授業の中で、課外活動の中で教師との関わり、子供達同士の関わりを大切にした特色ある教育を各校において進められていることを申し上げ、答弁と致します。

◇1 番 山田勝裕  
議長、1 番。

◇議長 田中秀夫

1 番 山田勝裕君。

◇1 番 山田勝裕

はい、議長。

はい、どうもありがとうございました。不登校になる要因は非常に、複雑なものがあると思いますけれども、何かね、子供達が何て言うか、ひ弱な子供たちが多いうのが僕は感じていまして、ぜひ逞しい川北の子供達をつくって頂きたいと、育てて頂きたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いします。

2 点目、これもコロナ関係についてちょっと質問したいと思います。コロナ対策の緩和に向けて、公共施設の利用状況改善というテーマについてお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルスの状況も 2 月以降、落ち着きを見せており、収束するところまでは、いっていませんけれども国としても、インフルエンザ感染症と同等の感染症 5 類に移行することが決定しています。

コロナウイルスの正体も徐々に解明され、ワクチン接種の効果もあり、さらに治療薬の開発もこれから一層、進むであろうと予測されています。ようやく社会全体の経済活動や日常生活が戻りつつあるように感じられ、私達自身もこれからの生活に明るい兆しが見えてきたように思いますが、それに伴い、これまできめ細かく規制があった様々な施設利用についての緩和の動きも出てきています。飲食店の客足も戻りつつあり、マスクの着用についても、昨日より、場所によって個々の判断に任せるといった

変化が出てきています。

川北町の公共施設利用についても、これまでは感染拡大防止、さらに感染経路の遮断を目的として様々な規制を設けていますが、例えば川北温泉では、入場時のマスク着用や体温測定はあるものの、飲食は可能な状況でありますし、利用者も戻りつつあります。

今後の対策簡略化に向けて、コロナ対策簡略化に応じて、マスクの着用や体温測定、消毒要請、大声禁止、飲食制限等、今後の対応について、施設の利用を促進しながらもウイズコロナの時代を念頭に、どのように対応するつもりなのか伺いたいと思います。

◇議長 田中秀夫

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。本町では、これまで新型コロナウイルス感染症対策として、文化センターや総合体育館等の公共施設は、マスクの着用や検温、人数、時間の制限を実施の上で利用を認めています。このような中、2 月 10 日付けで政府から、マスク着用の考え方の見直し等についてや新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更が通知され、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすることや、これまでの新型コロナウイルスを 5 月 8 日から、5 類感染症に位置付けることとすることが決定されました。

議員がお尋ねの今後の公共施設を利用する際の制限緩和についてでございますが、

本町では、政府の方針に基づき、施設の利用者につきましては、昨日の3月13日以降、マスクの着用を個人の判断に委ねることとし、文化センターや体育施設等、公共施設の利用人数や、大声の禁止、飲食等の制限につきましては緩和に向けて進めて参ります。

しかしながら、引続き、人と人の距離の確保や手洗い、換気等基本的な感染防止対策が必要であります。また、依然としてインフルエンザ等の感染対策が懸念され、状況次第では、再び制限する場合があります。今後、5月8日以降の施設利用等につきましては、国や県からの情報が入り次第、速やかに対応を協議し、町民の皆様へ情報提供して参ることを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 田中秀夫  
4番 井波秀俊君。

◇4番 井波秀俊  
はい、議長。

3月議会定例会におきまして、大トリでの質問機会を頂き、感謝の気持ちで今任期、最後の質問をさせていただきます。

私からは、地域の要望でもあります町道の拡幅について、そして、町民からの提案でもあります、地域を元気にするためふるさと納税の返礼品について、以上2点を分括質問方式により質問させていただきます。

まずは、町道の拡幅についてお尋ね致します。町の北側を通る町道中島・橋新線の与九郎島から木呂場間の拡幅工事が平成29年度から実施されており、本年度までに

上田子島までの約400m程が完成しております。しかし、国の補助金の関係もあり、毎年50m～100m程の距離しか拡幅工事が進んでおりません。これでは、木呂場までの工事が完了するまでに、まだ10年程の期間が必要となりそうであります。

この道路沿いには、町内外企業が12社も立ち並び、そのほとんどの企業には、大型の貨物自動車は毎日、出入りしております。出入りの順番待ちや荷物の積み下ろし等により、道路上に停車しなければならない時も多く、特に積雪時で道幅が狭くなる冬場等は一般自動車の通行にも影響が出ております。また、今月5日には、加賀海浜産業道路も開通し、今後直結しているこの道路の活用が十分期待され、交通量も増える可能性があります。

このような環境下で、道路の拡幅に何年も掛かってしまっているのでしょうか。他の補助金等の活用は出来ないものなのでしょうか。また、その区間の中には、町の南側を通る、一般県道草深・木呂場・美川線、通称、農免道路へ繋がる道路は、旧国道8号線以外に大型車の交差が可能な道幅がありません。多くの大型車は、JAカントリー一前の町道舟場島県道線を使用しておりますが、この道路も大型車の交差は難しい状況です。この道路沿いにも5社の企業が隣接しており、中学生の通学路にも使用され、近隣地域の生活道路としても多くの一般車が通行しております。交通安全面からも、近隣の集落から道路拡幅の要望が届いております。この町道も同じく、加賀海浜産業道路の開通に伴い、交通量の増加の可能性が大きく、緊急性が求められております。

交通安全のため、隣接企業の利便性向上のため、この二路線の早期の道路拡幅を強く求めたいと思いますが、町当局のお考えをお伺い致します。

◇議長 田中秀夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、お答えを致します。毎年、各地区からの道路の拡幅や改修の他、舗装補修、更には交通安全対策に係る整備等、各種要望がある中、町道中島・橋新線の路肩拡幅工事につきましては、国の補助金を活用して平成 29 年度から事業に着手しており、これまでに整備致しました拡幅区間は約 1km であります。

町道舟場島・県道線につきましても、町の南北を縦断する幹線道路周辺に立地する企業も多く、大型車両の交通量が増加していることに加え、収穫期にはカントリーへの車両も集中するため、地域の利便性や交通の安全性を図る上で、町道拡幅の必要性は十分認識している反面、道路の拡幅により走行性が向上することで車の速度が上がり、大きな事故に繋がると言った懸念があることも事実でございます。それでも、今年度この計画を含めた道路整備事業を 14 箇所、事業費にして約 1 億 5 千万円の要望を行っております。また、石川県全体で 170 箇所、約 64 億円の要望が出されており、全国的に道路整備が求められている事を踏まえ間すと、全ての事業の採択を受けることは、非常に厳しい状況であります。

しかしながら、今後の町道整備につきましても、限られた財源の中で多様なニーズに対応した整備を進めて行くには、国の補助金の活用が不可欠であり、要望を重ね少しでも多くの事業を実施することができまよう努めて参ります。

◇4 番 井波秀俊

議長、4 番。

◇議長 田中秀夫

4 番 井波秀俊君。

◇4 番 井波秀俊

答弁ありがとうございます。なるべく早めの早期の着工ができるように、念じております。よろしくお願い致します。

続きまして、川北まつりを利活用した、ふるさと納税の返礼品について質問させていただきます。全国の各自治体では、ふるさと納税の返礼品について知恵を絞っており、我が川北町でも地ビールやお米、料亭の食事券等返礼品の少ない中でも工夫を凝らしております。そこで、この返礼品に川北まつりの観覧席をいれてみてはどうでしょうか。

我が川北町の最大のイベントであり、県外からも多くの来場者が訪れております。また、花火大会の協賛者観覧席は好評であり、常に満席の状況であります。川北まつりの経済効果は大きいと見込まれるのにもかかわらず、その要素を十分発揮出来ていないようにも感じます。先日の町民サミットでも町民から、観覧席を返礼品に、という提案も出ておりました。金沢市では、金

沢マラソンの出場権を返礼品に追加したところ、歳入の大きな増加に繋がっております。観覧席のみならず、川北まつりを活用したふるさと納税の返礼品を実現出来ないものしょうか。川北まつりを活用すれば、更なる川北町の全国に向けてのPRにも繋がってゆくはずです。川北まつりを利活用した、ふるさと納税の返礼品について、町当局のお考えをお伺い致します。

◇議長 田中秀夫

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。本町のふるさと納税返礼品の状況についてですが、登録件数は、先月、ふれあい健康センターの入浴招待券を新たに追加し、現在、全 11 事業者、43 品目となっております。まだまだ登録件数は決して多いとはいえませんが、町内事業者へ声掛けをする等、返礼品の充実に努めており、今後、町特産品のイチジクや玉ねぎ等も返礼品に加えることが出来ないか、協議を進めております。また、今月中にふるさと納税ポータルサイトをもう 1 社追加する等、広く納税者の目に触れられるよう努めているところでもあります。

そこで、毎年 8 月に開催される川北まつりの観覧席等、まつりを利活用した返礼品を取り入れてはどうか、とのご質問でございますが、議員ご提案のとおり、観覧席を返礼品に加えることができれば、町の魅力の発信、知名度の向上、そして歳入の確保にも繋がると考えております。観覧席の返

礼品への追加につきましては、川北まつり実行委員会の方々とも相談しながら、前向きに取り組むとともに、今後とも魅力ある返礼品の発掘、充実に努めて参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

これで、一般質問を終わります。

#### 《委員長報告》

◇議長 田中秀夫

日程第 2、議案第 2 号から議案第 25 号までを一括議題とします。

これから各常任委員長及び予算決算特別委員長より、先に付託致しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 田中秀夫

総務産業常任委員長、西田時雄君。

◇総務産業常任委員長 西田時雄

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。議案第 10 号、川北町個人情報保護法施行条例について、議案第 11 号、川北町情報公開・個人情報保護審査会条例について、議案第 18 号、令和 4 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第 20 号、令和 4 年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算、議案第 21 号、令和 4 年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第 25 号、令和 4 年度川北町工業用水道事業会計補正予算。

以上の案件について、休会中、慎重審査

の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 田中秀夫

教育民生常任委員長、井波秀俊君。

◇教育民生常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。議案第 12 号、川北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ここでは、町内の虐待の疑い、発見時等の対応等の確認等、質問があり、担当課長より説明がなされました。議案第 13 号、川北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 14 号、川北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、担当課長より資料の提出と説明がなされました。議案第 15 号、川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、担当課長より資料の提出、説明がなされました。議案第 16 号、手取川流域環境衛生事業組合の解散について及び議案第 17 号、手取川流域環境衛生事業組合の解散に伴う財産処分については、委員より多くの質問があり、担当課長より資料の提出、説明がなされました。議案第 18 号、令和 4 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分及び議案第 19 号、令和 4 年度川北町国民健康保険特別会計補正予算、議案第 22 号、令和 4

年度川北町介護保険事業特別会計補正予算、議案第 23 号、令和 4 年度川北町介護保険サービス事業特別会計補正予算、議案第 24 号、令和 4 年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算。これらの補正予算には多くの質問があり、担当課長より資料の提出、説明がなされました。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 田中秀夫

予算決算特別委員長 坂井 毅君。

◇予算決算特別委員長 坂井 毅

はい、議長。

それでは、予算決算特別委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

まず歳入については、年々減少傾向にありました町税も、令和 4 年度は増収見込みとの説明があり、令和 5 年度予算でも 0.2% 増の 12 億 6,100 万円であります。しかし、大手企業でありますジャパン・ディスプレイでは、5 割の稼働率との説明もあり、まだまだ厳しい現状が続くものと思われま

す。予算審議の中では、中小企業への支援を望む意見や納期前納付報奨金の検討を要する意見、また、給食費の全額補助ができないか、除雪機を持つ費用対効果等、今後の課題として検討して頂きたいとの意見もありました。また新規事業として、奨学金返還支援事業については、町民にわかりやすい説明と PR が必要との意見も頂きました。これらの意見を今後の町政に反映し、経費



節減にも最大限、努力して頂きたいと思  
います。

それでは報告を致します。議案第 2 号、  
令和 5 年度川北町一般会計予算、議案第 3  
号、令和 5 年度川北町国民健康保険特別会  
計予算、議案第 4 号、令和 5 年度川北町簡  
易水道事業等特別会計予算、議案第 5 号、  
令和 5 年度川北町農業集落排水事業特別会  
計予算、議案第 6 号、令和 5 年度川北町介  
護保険事業特別会計予算、議案第 7 号、令  
和 5 年度川北町介護保険サービス事業特別  
会計予算、議案第 8 号、令和 5 年度川北町  
後期高齢者医療特別会計予算、議案第 9 号、  
令和 5 年度川北町工業用水道事業会計予算  
以上の案件について、休会中、慎重審査  
の結果、全員賛成の意見にまとまりました  
ので、ここにご報告致します。

#### 《質疑・討論・採決》

◇議長 田中秀夫

これで、常任委員長及び予算決算特別委  
員長の審査の経過並びに結果の報告を終わ  
ります。これから、委員長報告に対する質  
疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号から議案第 25 号ま  
でを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 2 号から議案第 25 号までは、委員  
長の報告のとおり、決定することに賛成の  
方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがいまて、議案第 2 号から議案第 25  
号までは、委員長の報告のとおり可決され  
ました。

#### 《議事日程追加》

◇議長 田中秀夫

次に議事日程追加の件をお諮りします。

会議規則第 22 条の規定により、本定例会  
に議案第 26 号及び議員提出議案第 1 号を追  
加したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして本定例会に議案第 26 号  
及び議員提出議案第 1 号を追加することに  
決定しました。尚、これに基づく追加議事  
日程は、お手元に配布しておきましたから、  
ご了承願います。

#### 《提出議案 議題及び説明》

◇議長 田中秀夫

追加日程第 1、議案第 26 号、工事請負契  
約の締結についてを議題とします。町長よ  
り提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

今程は、追加提案にご同意を頂きまして、  
有難うございます。それではご説明致しま  
す。議案第 26 号、工事請負契約の締結につ  
いてであります。仮称であります、多目的  
運動公園の管理棟建築工事の指名競争入札

を3月9日に執行致しましたところ、白山建設株式会社が1億1,900万円で落札し、消費税を含め1億3,090万円で仮契約を締結致しております。管理棟の延床面積は185㎡で、事務室や倉庫、トイレ等を設け、工期は令和6年3月31日までであります。

今回、本契約を締結致したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。何卒、慎重、審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 田中秀夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略・採決》

◇議長 田中秀夫

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、本案件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。

したがいまして、議案第26号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、西田時雄君ほか3名から提出されました議員提出議案第1号、川北町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 西田時雄君。

◇6番 西田時雄

はい、議長。

議員提出議案第1号、川北町議会の個人情報の保護に関する条例について、提案理由の説明を致します。

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、地方自治体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法により、全国共通ルールとなります国のガイドラインに基づいて、個人情報を取り扱うこととなったものの、議会における個人情報の保護については、法令の対象外となりました。

これまでは、議会における個人情報の保護については、川北町個人情報保護条例の対象とされていましたが、同条例は法律の改正に伴い廃止となるため、議会における個人の権利や利益を守ることを目的として、改めて国の共通ルールに沿った、川北町議

会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

以上、地方自治法第 112 条及び川北町議会会議規則第 14 条の規定により提出致します。どうか全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

◇議長 田中秀夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略・採決》

◇議長 田中秀夫

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議員提出議案第 1 号を採決します。

議員提出議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議員提出議案第 1 号、川北町議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 田中秀夫

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和 5 年第 2 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前 11 時 32 分)